

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	東串良町

東串良町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 東串良町役場農林水産課
所 在 地 肝属郡東串良町川西 1543 番地
電 話 番 号 0994-63-3123
F A X 番 号 0994-63-3138
メールアドレス keizai2@town.higashikushira.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル・イノシシ・タヌキ・アナグマ・シカ カラス・ヒヨドリ・カモ類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鹿児島県肝属郡東串良町

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オナガガモ、ハシロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクマガモとする。

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
タヌキ	飼料作物（WCS 稲）	0.8ha 1,180千円
ヒヨドリ	野菜（ブロッコリー）	0.6ha 1,132千円
合計		1.4ha 1,312千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

※上記の被害鳥獣以外の被害も想定されるため、被害調査の確認方法も含めて見直しを行う。

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>① サル 被害額として計上されていないものの春先にかけて、露地野菜や飼料作物への被害に加え、家庭菜園や家畜等への被害も発生している。被害区域は、岩弘地区が中心で、通学路に接しているため出沒の度に追い払いを実施している。</p> <p>② イノシシ 飼料作物の収穫期や水稻の生育期、甘藷の植付け・収穫期などに被害が発生する。出沒頭数は増加傾向にあり、今後の被害拡大が懸念される。被害発生区域は、柏原地区の松林周辺を中心に、近年は岩弘地区にも出沒している。</p> <p>③ タヌキ 近年、出沒が多く確認されており、家庭菜園等を中心に被害が発生し</p>
--

ている。町内全域で出没が年々増加しており、被害の拡大が懸念される。

④ アナグマ

近年、出没が多く確認されており、家庭菜園等を中心に被害が発生している。町内全域で出没が年々増加しており、被害の拡大が懸念される。また、古墳を掘り返す等の農業以外の被害も発生している。

⑤ シカ

被害はないが、大崎町国有林内での出没も確認されており、今後被害が発生する可能性があることから早期対応の必要がある。

⑥ カラス

大きな被害はないが、東串良町内畜舎周辺にて飼料用ロールを破損させる場合がある等、年によって被害が発生するため対応の必要がある。

⑦ ヒヨドリ

ブロッコリーへの食害等が発生しており、今後被害が発生する可能性があることから、早期対応の必要がある。

⑧ カモ類

被害はないが、肝属川周辺等に多数生息し、今後、水稻や飼料作物を対象に被害が発生する可能性があることから、早期対応の必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	千円	千円
イノシシ	千円	千円
タヌキ	180千円	144千円
アナグマ	千円	千円
シカ	千円	千円
カラス	千円	千円
ヒヨドリ	1,132千円	905千円
カモ類	千円	千円
合計	1,312千円	1,049千円

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
サル	0ha	0ha
イノシシ	0ha	0ha
タヌキ	0.8ha	0.64ha

アナグマ	0ha	0ha
シカ	0ha	0ha
カラス	0ha	0ha
ヒヨドリ	0.6ha	0.48ha
カモ類	0ha	0ha
合計	1.4ha	1.12ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>箱わなや暗視カメラ・くくり罠・囲い罠等を導入し、猟友会や森林管理署と協力して、捕獲・駆除に努めている。</p> <p>なお、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、狩猟免許事前講習会受講料の助成や箱罠・くくり罠・囲い罠等導入した。</p> <p>【狩猟免許事前講習会受講料の助成】 〈令和4年度〉1人</p> <p>【罠の導入】 〈令和4年度〉 箱罠 6基 くくり罠 20基 〈令和5年度〉 囲い罠 1式 小型獣用箱罠 11基 〈令和6年度〉 囲い罠 1式</p> <p>サルについては、出沒時に町職員でロケット花火等での追い払いを行っている。</p>	<p>有害鳥獣捕獲従事者の高齢化等に伴い、捕獲圧が減少傾向にある。今後も捕獲従事者の高齢化、減少が予想され、捕獲従事者の確保・育成が課題となっている。</p>

防護柵の設置等に関する取組	町単独事業で電気柵設置を支援している。また、被害を受けた農家に対して、対策の取組方を指導している。	電気柵による被害防除だけでなく、個人もしくは集落単位で鳥獣問題解決に向けて取組む意識付けが必要である。
生息環境管理その他の取組	家庭菜園や残さの管理について広報誌等で周知をしている。 また、県鳥獣被害対策アドバイザーを招き、農家等を対象に集落におけるサル対策等の研修会を実施した。R6.12月	所有者等の高齢化が進み、荒廃農地等が増加傾向にある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>今後の取組計画</p> <p>①集落ぐるみの取組を行うため、地域の話し合い活動を促進する。</p> <p>②農地巡回パトロールにより、荒廃農地の解消を図り、有害鳥獣の行動範囲を抑制していく。</p> <p>③地域住民に対する鳥獣被害対策研修会を開催し、普及啓発を図る。</p> <p>④農家が自衛のために捕獲を行えるよう、狩猟免許の取得を支援する。</p> <p>⑤猟友会員と協力し捕獲・駆除を行う。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

住民からの捕獲依頼申請を受けて、町から本町猟友会（8人）に捕獲の指示を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス ヒヨドリ カモ類	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 箱罟等購入し設置箇所を増やすと共に定期的に巡回を行う。・ 農家等が自衛のために捕獲を行えるよう、狩猟免許の取得を支援する。
令和9年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス ヒヨドリ カモ類	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 箱罟等購入し設置箇所を増やすと共に定期的に巡回を行う。・ 農家等が自衛のために捕獲を行えるよう、狩猟免許の取得を支援する。
令和10年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 箱罟等購入し設置箇所を増やすと共に定期的に巡回を行う。・ 農家等が自衛のために捕獲を行えるよう、狩猟免許の取得を支援する。

	ヒヨドリ カモ類	
--	-------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>近年の捕獲実績や出没状況から、野生鳥獣の生息数は増加しているものと思われる。これまでの有害鳥獣捕獲実績を考慮して捕獲計画数を設定する。</p>	
① サル	<p>冬から春先にかけて被害が多く、家庭菜園等を中心に被害が発生している。今後は生息域の拡大とともに、露地野菜や飼料作物への被害が懸念される。被害発生区域は、岩弘地区が中心で、通学路もあるため、出没の度に追い払い活動を実施している。</p>
② イノシシ	<p>出没頻度は増加傾向にあり、農作物や水田や家庭菜園等への被害も出ている。捕獲実績は令和4年度 27 頭、令和5年度 52 頭、令和6年度 81 頭となっている。今後も生息数及び被害の増加が予想されることから、捕獲計画数を 120 頭とし、被害の軽減に努める。</p>
③ タヌキ	<p>出没頻度は増加傾向にあり、農作物や家庭菜園等への被害も出ている。捕獲実績は令和4年度 13 頭、令和5年度 19 頭、令和6年度 65 頭となっている。今後も生息数及び被害の増加が予想されることから、捕獲計画数は 100 頭とし、被害の軽減に努める。</p>
④ アナグマ	<p>出没頻度は増加傾向にあり、家庭菜園等を中心に被害も出ている。捕獲実績は令和4年度 1 頭、令和5年度 2 頭、令和6年度 4 頭となっている。今後も生息数及び被害の増加が予想されることから、捕獲計画数は 30 頭とし、被害の軽減に努める。</p>
⑤ シカ	<p>過去3年間の捕獲実績はないが、今後被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間 30 頭とし、被害の軽減に努める。</p>
⑥ カラス	<p>畜舎周辺にて飼料用ロールを破損させる等の被害も出ている。捕獲実</p>

績は、令和4年度 0羽、令和5年度 23羽、令和6年度 13羽となっている。

今後被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間50羽とし、被害の軽減に努める。

⑦ ヒヨドリ

過去3年間の捕獲実績はないが、今後被害発生が見込まれることから捕獲計画数を年間50羽とし、被害の軽減に努める。

⑧ カモ類

過去3年間の捕獲実績はないが、今後被害発生が見込まれることから、捕獲計画数を年間50羽とし、被害の軽減に努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル	0	0	0
イノシシ	120	120	120
タヌキ	100	100	100
アナグマ	30	30	30
シカ	30	30	30
カラス	50	50	50
ヒヨドリ	50	50	50
カモ類	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>サルは、追い払いにより被害防止に努める。</p> <p>イノシシ、タヌキ、アナグマ、シカは対象区域を町内全域とし、箱わな・くくりわなを用いて年間を通して、有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>それ以外の対象鳥類については予察捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル イノシシ	地域からの要望に応じて、国及び町単独の事業を活用し、電気柵の設置を行う。	地域からの要望に応じて、国及び町単独の事業を活用し、電気柵の設置を行う。	地域からの要望に応じて、国及び町単独の事業を活用し、電気柵の設置を行う。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル イノシシ	地域住民や東串良鳥獣被害実施隊と連携して、管理を行える体制に努める。	地域住民や東串良鳥獣被害実施隊と連携して、管理を行える体制に努める。	地域住民や東串良鳥獣被害実施隊と連携して、管理を行える体制に努める。

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス ヒヨドリ カモ類	集落ぐるみの取組を行うため、地域の話し合いによる意識改革を図る。また、広報誌等を活用し、菜園の管理や残さの処理や荒廃農地の解消等の取組をするように広報を行う。
令和9年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス ヒヨドリ カモ類	集落ぐるみの取組を行うため、地域の話し合いによる意識改革を図る。また、広報誌等を活用し、菜園の管理や残さの処理や荒廃農地の解消等の取組をするように広報を行う。
令和10年度	サル イノシシ タヌキ アナグマ シカ カラス ヒヨドリ カモ類	集落ぐるみの取組を行うため、地域の話し合いによる意識改革を図る。また、広報誌等を活用し、菜園の管理や残さの処理や荒廃農地の解消等の取組をするように広報を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

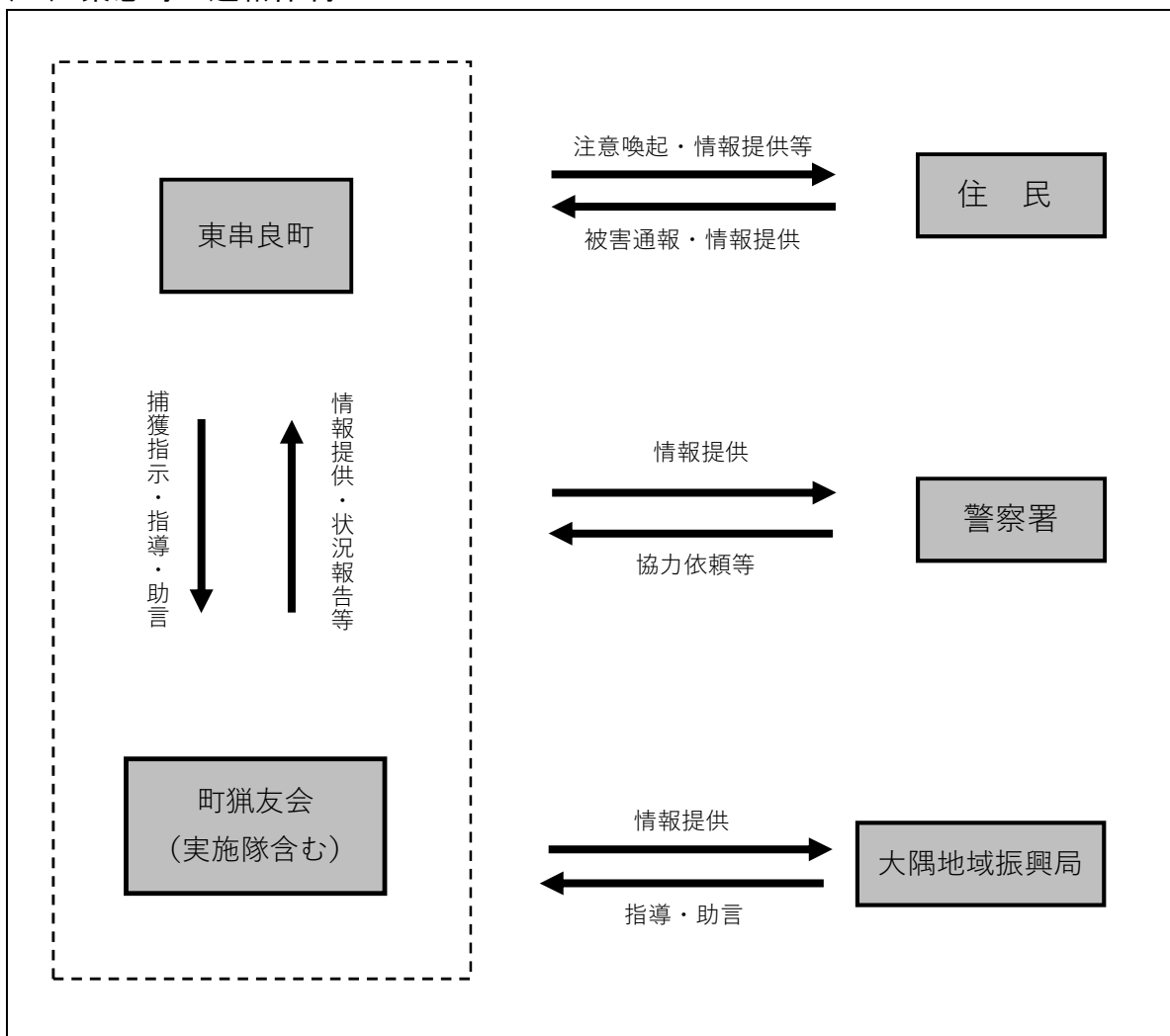
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東串良町 (農林水産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報提供(避難等の勧告) ・被害及び出没情報等の収集 ・関係機関との連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示(許可)
大隅地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言

肝付警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急パトロール、住民の安全確保対策 ・ 銃器使用時の安全面に関する指導・助言 ・ 住民からの鳥獣の出没情報等の問合せ内容の町への情報提供
東串良猟友会 (実施隊含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急パトロール及び加害鳥獣の緊急捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ、タヌキ、アナグマについては、捕獲現場において埋設処分を行い、イノシシについては、食用（自家消費）及び埋設処分とする。
なお、捕獲者の負担軽減及び捕獲頭数の増加を図るため、焼却施設の設置について、地域関係者で検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

処理加工施設なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

現状、特に取組等は行っていない。

(注) 処理加工に携わる者の資質向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東串良町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
東串良町(農林水産課)	町鳥獣被害対策協議会の運営、有害鳥獣による被害状況の把握 鳥獣被害防止対策に関する情報収集、提供及び技術指導 等
鹿児島きもつき農業	有害鳥獣による農作物被害の状況把握及び情報提供

協同組合東串良支所	
鹿児島県農業共済組合 肝属支所	有害鳥獣被害の共済関係の情報提供
肝付警察署	市街地での鳥獣出没時の対応、狩猟免許関連情報の提供
大隅森林管理署	有害鳥獣による林業被害の状況把握及び情報提供
大隅地域振興局	鳥獣被害防止対策の情報提供、被害防止技術指導等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課 鹿児島県自然保護課	有害鳥獣捕獲関連情報と被害防止技術の情報提供。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和2年6月29日に「東串良町鳥獣被害対策実施隊」を設立。 ・構成：町職員4人（狩猟免許従事者1人）、民間隊員28人（猟友会員8人 消防団・農家20人） 計32人 ・主な活動：巡視活動、捕獲、事務
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農地巡回パトロールにより、野生鳥獣の出没情報を集落で共有し、集落ぐるみで追払い活動を実施する。 また、東串良町鳥獣被害対策協議会が中心となって、集落に対して、野生鳥獣が住みにくい環境整備を推進する。
--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施

策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

東串良町鳥獣被害対策協議会が中心となって、関係機関と連携を図りつつ、情報交換会、現地研修会を開催するほか、猟友会と鳥獣生息等調査を実施し、被害防止に係る施策の推進に努めていく。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
令和元年度（1期）	令和2年4月1日
令和4年度（2期）	令和5年4月1日
令和7年度（3期）	令和8年4月1日